

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人马場秀人の上告趣意は、違憲をいう点もあるが、実質は事実誤認、単なる法令違反の主張であつて（原審の適法に確定した事実関係の下においては、被告人を出納責任者であるとした原審の判断は正当と認められる。）、刑訴法四〇五条の上告理由に当たらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四三年六月一三日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	長	部	謹	吾
裁判官	松	田	二	郎
裁判官	岩	田		誠
裁判官	大	隅	健	一 郎